

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県総務部県民活動・男女共同参画課に備え置き、平成26年3月10日まで縦覧に供する。

平成26年1月21日

香川県知事 浜田 恵造

1 申請のあつた年月日

平成26年1月9日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人グローカル四国

高木 知巳

高松市磨屋町3番1号マニュライフプレイス高松4階八木総合法律事務所内

3 定款に記載された目的

この法人は、グローバル化を目指す四国ローカル企業を支援し、四国と相手国地域を地域同士で結び付け、ひいては両国の経済協力と友好関係に資することを目的とする。